

## 鳥栖市国民保護計画の概要

鳥栖市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の作成にあたっては、国民保護法（以下「法」という。）その他法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を踏まえ、下記の「計画作成にあたっての基本的考え方」に基づき作成したものである。

### 1 計画作成にあたっての基本的考え方

#### （１）基本的人権等への配慮

事態対処法第３条第４項、法第５条及び基本指針において、「基本的人権の尊重」が規定されているため、本計画の根幹として位置付けている。

また、高齢者や障害者等への配慮事項についても記述した。

#### （２）佐賀県国民保護計画との整合性の確保

法第３５条第１項の規定に基づき、佐賀県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）との整合性の確保に特に留意した。

#### （３）地域防災計画との整合性の確保

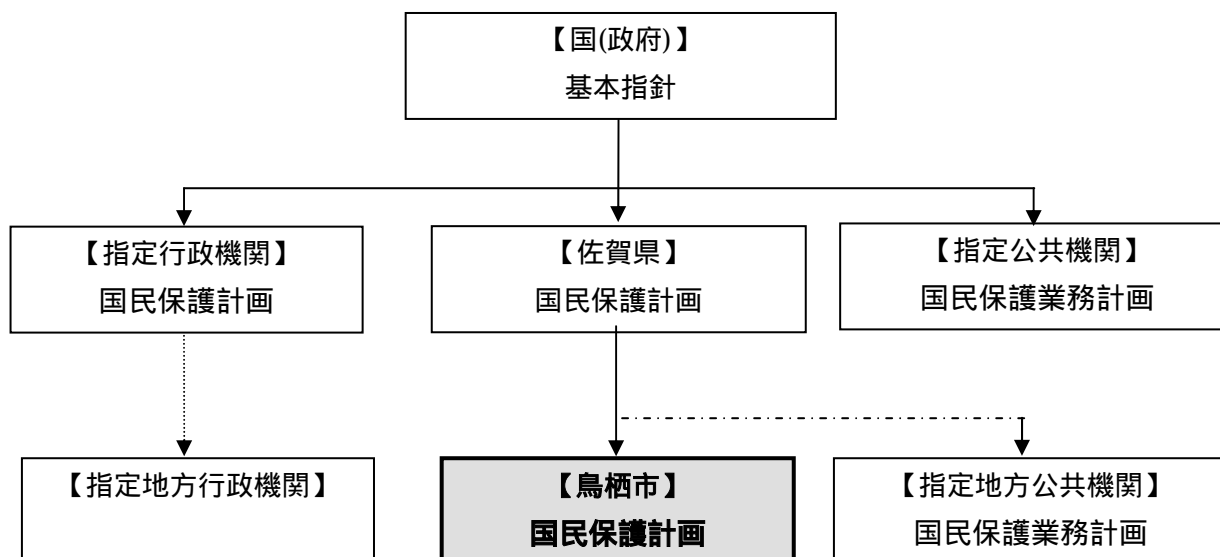
自然災害と武力攻撃等災害とで、指示系統に混乱を生じないように、市対策本部の構成、職員の参集及び通信手段等については、本市地域防災計画との整合性を確保した。

#### （４）関係機関の連携体制の整備

国民保護措置を実施する上では、関係機関との連携・協力が必要不可欠であるため、国、県及び近隣市町はもちろんのこと、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携体制について明確に記述した。

### 2 市国民保護計画の位置付け

法第３５条第１項の規定に基づき、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成した。



# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等・・・P1～3

### 市の責務

市は、法、その他法令、基本指針、県国民保護計画及び市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

### 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態における対処

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針・・・P4～5

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、特に留意すべき事項について次のとおり定める。

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 国民に対する情報提供
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 国民の協力
- (6) 日本赤十字社その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (7) 放送事業者の表現の自由への配慮
- (8) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- (9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

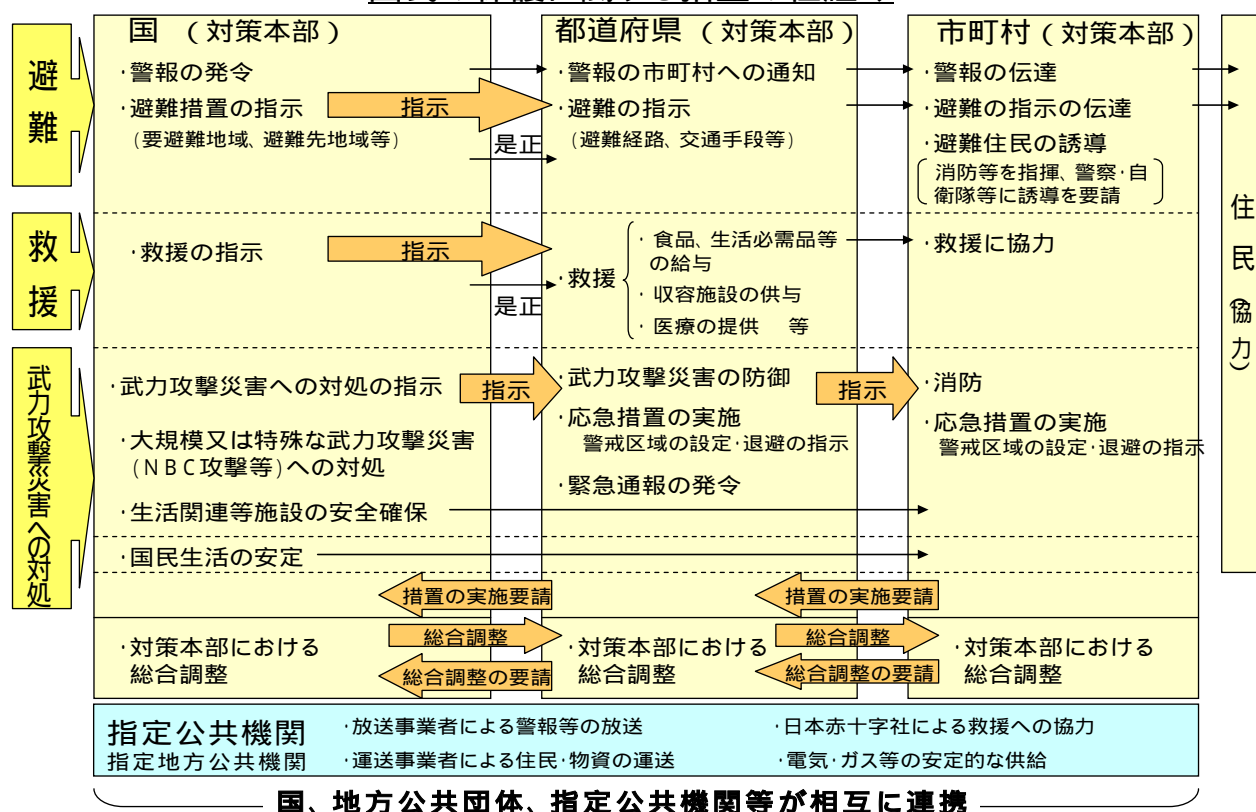
## 第3章 市の地理的、社会的特徴・・・P6～8

国民保護措置を適切に実施するためには、本市の地理的、社会的特徴について把握することが必要であるため、地形、気候、人口分布等を記述する。

## 第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等・・・P9～12

国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、関係機関の果たすべき役割等をあらかじめ把握し、関係機関の事務又は業務の大綱等について定める。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



### 第5章 市国民保護計画が対象とする事態・・・P13～15

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

#### 武力攻撃事態

着上陸侵攻    ゲリラや特殊部隊による攻撃    弾道ミサイル攻撃    航空攻撃

#### 緊急処理事態

攻撃対象施設等による分類（危険物質を有する施設 / 大規模集客施設）

攻撃手段による分類（多数の人を殺傷する物質 / 航空機等の交通機関）

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等・・・P16～33

#### 市における組織・体制の整備

国民保護措置を迅速かつ的確に実施するためには、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部等における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方

公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### **通信の確保**

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

### **情報収集・提供等の体制整備**

国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

## **第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・P34～37**

### **避難に関する基本的事項**

迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設等のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

### **救援に関する基本的事項**

県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### **避難施設の指定への協力**

県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

## **第3章 物資及び資材の備蓄、整備・・・P38・39**

### **市における備蓄**

国民保護措置の実施に必要な物資や資材については、防災の物資や資材と共通するものが多いことから、原則として防災のための整備と相互に兼ねる。

### **市が管理する施設及び設備の整備及び点検等**

国民保護措置の実施を念頭におきながら、施設及び設備の整備、点検を行う。また、被害の復旧のための各種資料の整備に努める。

## **第4章 国民保護に関する啓発・・・P40**

国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌等の各種媒体を活用した国民保護措置に関する啓発を行う。

## **第3編 武力攻撃事態等への対処**

## **第1章 初動体制の確立・・・P41～49**

### **国民保護対策本部前における初動体制**

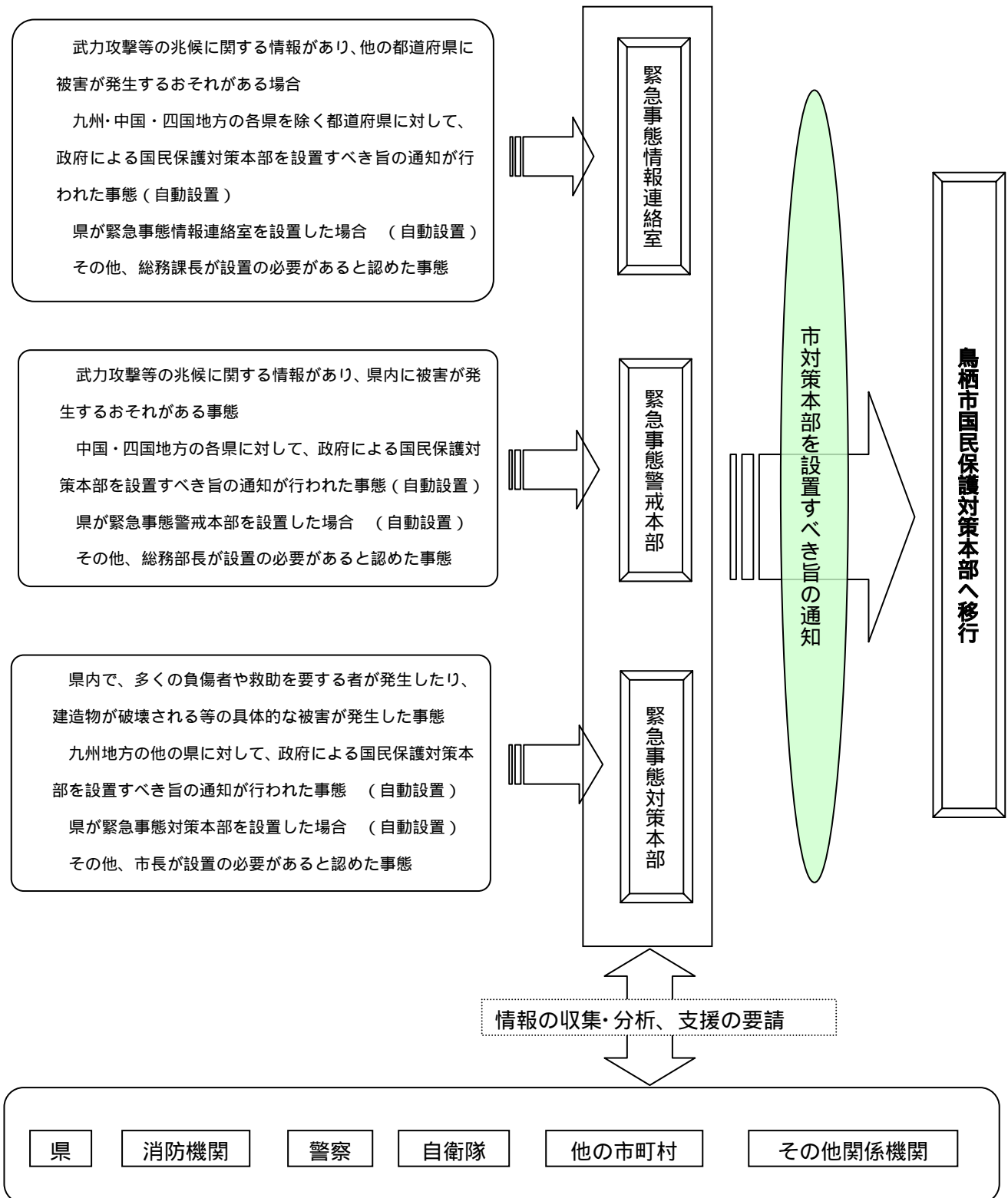
市民や職員からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発

生を把握した場合においては、市としての確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」を設置して対処する。

### 国民保護対策本部への移行

政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行する。

### 【 市の初動体制 】



## 第2章 市対策本部の設置等・・・P50～68

### 市対策本部の設置

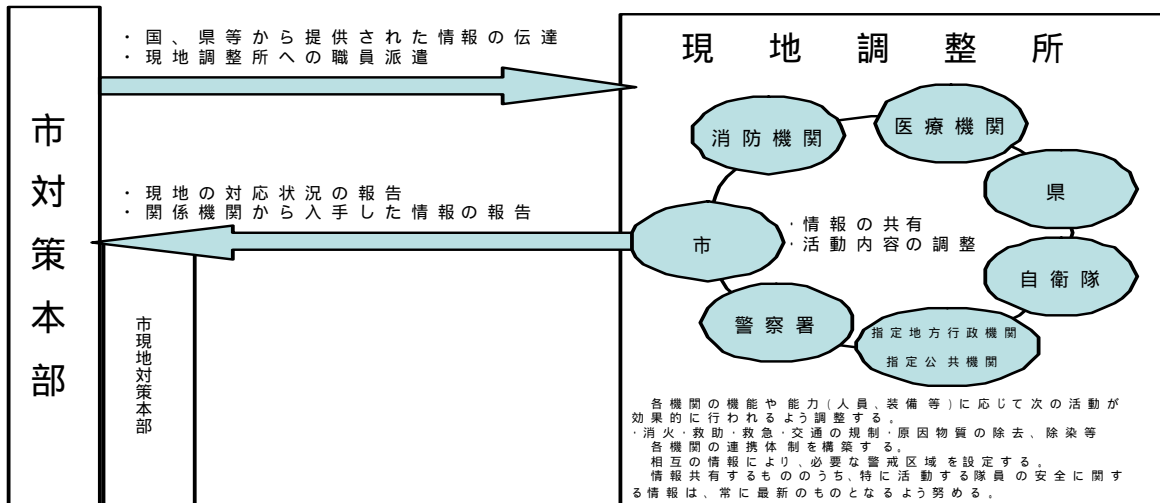
内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、市役所2階第1会議室に、市長を本部長とする、市対策本部を設置する。

### 市現地対策本部の設置

被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

### 現地調整所の設置

現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



### 通信の確保

携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、FAX、防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

## 第3章 関係機関相互の連携・・・P69～72

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携する。

また、必要に応じて知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等に対し措置の要請を行う。

## 第4章 警報及び避難の指示等・・・P73～92

### 警報の伝達等

国の対策本部長が発令した警報が知事へ通知され、知事より警報の内容の通知を受けた場合は、直ちにその内容を市民へ伝達する。また同時に、消防団、自治会、鳥栖

商工会議所及び社団法人鳥栖三養基医師会等の関係団体へ伝達する。

### 避難実施要領の策定

知事からの避難の指示の通知を受けた場合は、関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を迅速に策定する。

#### 【避難実施要領に定める事項】

- (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項  
(例：集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段や避難経路等)
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項  
(例：職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等)
- (3) 避難の実施に関し必要な事項  
(例：避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品・服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等)

### 避難住民の誘導

避難実施要領で定めるところにより、市並びに消防本部及び消防団により、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

また、避難誘導を実施する際は次のことに留意する。

- 関係機関との連携
- 自主防災組織等に対する協力の要請
- 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
- 災害時要援護者への配慮
- 残留者への対応
- 避難所等における安全確保等
- 通行禁止措置の周知
- 県に対する要請等
- 避難住民の運送の求め等
- 避難住民の復帰のための措置

## 第5章 救援・・・P93～94

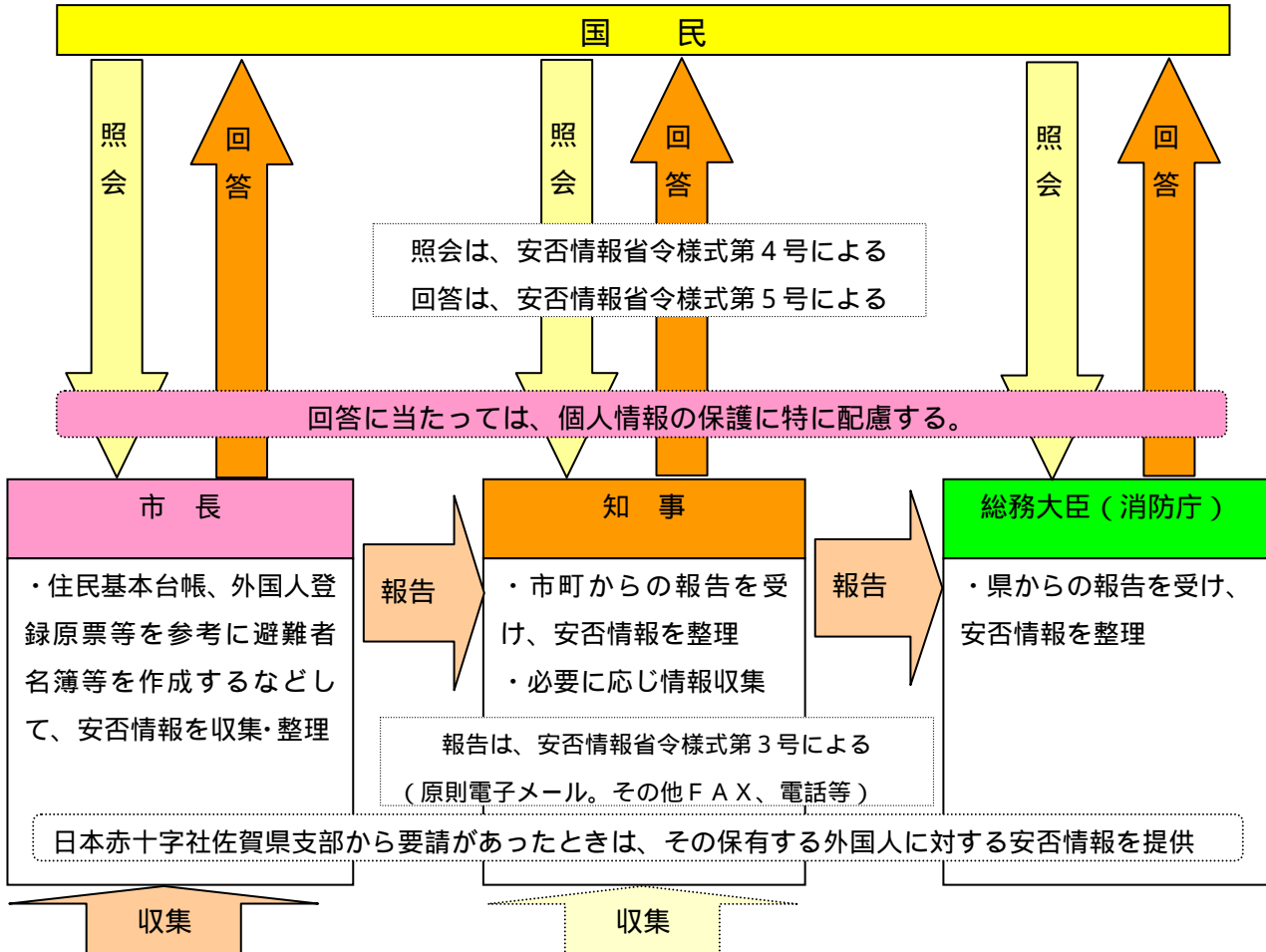
知事が、救援を迅速に行うために必要があると認め、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の給与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の搜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 第6章 安否情報の収集・提供・・・P95～99

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

### 【 安否情報の収集、整理及び提供の流れ 】



### 【 情報収集先 】

避難施設 避難住民	消防機関	・医療機関・諸学校・ 大規模事業所 等	県警察	その他関係 機関
--------------	------	------------------------	-----	-------------

#### 《 避難住民に関する情報（負傷した住民も同様） 》

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍
上記 ~ のほか、個人を識別するための情報			負傷（疾病）の該当		
負傷又は疾病の状況		現在の居所	連絡先その他必要情報		
親族・同居者から照会があった場合、 ~ の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）					
知人からの照会があった場合、 . . . の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）					
~ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについての同意 (同意する・同意しない のいずれかを選択して記入)					

#### 《 死亡した住民に関する情報 》

上記 ~ の情報に加えて	死亡の日時、場所及び状況	遺体が安置されている場所
連絡先その他必要情報		
上記を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意 (同意する・同意しない のいずれかを選択して記入)		



## **第7章 武力攻撃災害への対処・・・P100～114**

国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

### **応急措置等**

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

また、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### **生活関連等施設における災害への対処等**

市内に所在する生活関連等施設や市が管理する施設について、国の方針に基づき、関係機関と連携して必要な対処措置を講ずる。

### **武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等**

- ・ 玄海原子力発電所が武力攻撃を受けた場合は、関係機関と連携し、応急対策の実施体制に万全を期すとともに、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」から積極的な情報収集に努め、同協議会から得た情報を速やかに、関係機関及び市民へ提供する。
- ・ NBC攻撃による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、必要に応じて退避の指示や警戒区域の設定等の応急措置を実施する。

## **第8章 被災情報の収集及び報告・・・P115～116**

電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、県への報告を行う。

## **第9章 保健衛生の確保その他の措置・・・P117～118**

避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じ、保健衛生対策や防疫対策、食品衛生確保対策等の措置を実施する。

## **第10章 国民生活の安定に関する措置・・・P119**

避難住民等の生活安定のための措置や水の安定的な供給など生活基盤の確保を実施する。

## **第11章 特殊標章等の交付及び管理・・・P120・121**

国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、国民保護措置に従事する職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧・・・P122

武力攻撃災害による被害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で可能な限り速やかに、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧・・・P123

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等・・・P124・125

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 緊急処理事態・・・P126

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されることから、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 緊急処理事態における警報の通知及び伝達・・・P126

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることから、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。